

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7 月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
1	別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）				
	環境生活事務関係手数料			環境生活事務関係手数料				
	事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
	[略]			[略]				
46	[略]	[略]		46	[略]	[略]		
				47	製菓衛生師法 (昭和41年法律 第115号)第3条 の規定に基づく 製菓衛生師免許	製菓衛生 師免許手 数料	5,600円	
				48	製菓衛生師法 第4条第1項の 規定に基づく製 菓衛生師試験の 実施	製菓衛生 師試験手 数料	9,400円	
				49	製菓衛生師法 施行令(昭和41 年政令第387号)	製菓衛生 師免許証 書換え交	3,200円	

	<u>第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付</u>	付手数料		
50	<u>製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定に基づく免許証の再交付</u>	製菓衛生師免許証再交付手数料	3,600円	
51	<u>動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査</u>	動物取扱業登録申請手数料	15,000円	
52	<u>動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査</u>	動物取扱業登録更新申請手数料	13,000円	
53	<u>動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく</u>	特定動物飼養保管許可申請手数料	16,000円	

	く特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査		
54	動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物飼養保管変更許可申請手数料	8,800円
55	動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	犬又はねこ引取り手数料	(1) 生後91日以上の犬又はねこ 1頭 2,000円 (2) 生後90日以内の犬又はねこ 1頭 400円
56	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付	動物取扱業登録証再交付手数料	1,900円
57	動物の愛護及	特定動物	1,900円

	<u>び管理に関する 法律施行規則第 15条第6項の規 定に基づく許可 証の再交付</u>	<u>飼養保管 許可証再 交付手数 料</u>		
58	<u>食鳥処理の事 業の規制及び食 鳥検査に関する 法律（平成2年 法律第70号）第 3条の規定に基 づく食鳥処理の 事業の許可の申 請に対する審査</u>	<u>食鳥処理 事業許可 申請手数 料</u>	<u>19,000円</u>	
59	<u>食鳥処理の事 業の規制及び食 鳥検査に関する 法律第6条第1 項の規定に基 づく食鳥処理場 の構造又は設備 の変更の許可の 申請に対する審査</u>	<u>食鳥処理 場の構造 又は設備 変更許可 申請手数 料</u>	<u>10,000円</u>	
60	<u>食鳥処理の事 業の規制及び食 鳥検査に関する 法律第15条第1</u>	<u>食鳥検査 手数料</u>	<u>1羽 3円</u>	<u>社団法人 岩手 県獣医 師会（</u>

				昭和46年7月1日に社団法人岩手県獣医師会という名称で設立された法人をいう。)
	項から第3項までの規定に基づく食鳥検査			
	61 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程 認定申請 手数料	5,500円	
	62 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変	確認規程 変更認定 申請手数料	2,300円	

--	--

別表第3（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の11 介護保険法第115条の30第1項に規定する調査事務	[略]		
27 介護保険法第115条の36第1項に規定する情報公表事務	[略]		
[略]			
197 [略]	[略]		
198 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第3条の規定に基づく製菓衛生師免許	製菓衛生師免許手数料	5,600円	
199 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）	製菓衛生師免許証書換え交	3,200円	

<u>更の認定の申請</u>	
<u>に対する審査</u>	

別表第3（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の11 介護保険法第115条の36第1項に規定する調査事務	[略]		
27 介護保険法第115条の42第1項に規定する情報公表事務	[略]		
[略]			
197 [略]	[略]		

号) 第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付	付手数料		
200 製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定に基づく免許証の再交付	製菓衛生師免許証再交付手数料	3,600円	
201 製菓衛生師法第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験の実施	製菓衛生師試験手数料	9,400円	
202 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査	動物取扱業登録申請手数料	15,000円	
203 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の	動物取扱業登録更新申請手数料	13,000円	

申請に対する審査			
204 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物飼養保管許可申請手数料	16,000円	
205 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物飼養保管変更許可申請手数料	8,800円	
206 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	犬又はねこ引取り手数料	(1) 生後91日以上の犬又はねこ 1頭 2,000円 (2) 生後90日以内の犬又はねこ 1頭 400円	
207 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	動物取扱業登録証再交付手	1,900円	

<u>(平成18年環境省令第1号) 第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付</u>	<u>数料</u>	
<u>208 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付</u>	<u>特定動物飼養保管許可証再交付手数料</u>	<u>1,900円</u>
<u>209 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成27年法律第70号）第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査</u>	<u>食鳥処理事業許可申請手数料</u>	<u>19,000円</u>
<u>210 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場</u>	<u>食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料</u>	<u>10,000円</u>

<u>の構造又は設備 の変更の許可の 申請に対する審 査</u>							
<u>211 食鳥処理の 事業の規制及び 食鳥検査に関す る法律第15条第 1項から第3項 までの規定に基 づく食鳥検査</u>	<u>食鳥検査 手数料</u>	<u>1羽 3円</u>	<u>社団法 人岩手 県獣医 師会（ 昭和46 年7月 1日に 社団法 人岩手 県獣医 師会と いう名 称で設 立され た法人 をいう 。）</u>				
<u>212 食鳥処理の 事業の規制及び 食鳥検査に関す る法律第16条第 1項の規定に基 づく確認規程の</u>	<u>確認規程 認定申請 手数料</u>	<u>5,500円</u>					

認定の申請に対する審査			
213 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程 変更認定 申請手数料	2,300円	

別表第6（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
42 [略]	[略]		

--	--	--	--

別表第6（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
42 [略]	[略]		
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額(法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)	

(1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分

良住宅建築等計
画の認定の申請
に対する審査

を有しないものに限る。以下
この項及び44の項において
同じ。) 48,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第6条第1項各
号(第3号及び第6号を除く
。以下この項において同じ。
)に掲げる基準に適合すると
認めた場合にあっては、
7,000円)

イ 共同住宅等(共同住宅、長
屋その他一戸建ての住宅以
外の住宅をいう。44の項にお
いて同じ。)

(ア) 床面積の合計が500平
方メートル以内のもの
112,000円

(知事が別に定める者が
あらかじめ法第6条第1
項各号に掲げる基準に適
合すると認めた場合に
あっては、13,000円)

(イ) 床面積の合計が500平
方メートルを超え1,000平
方メートル以内のもの
179,000円

(知事が別に定める者が

あらかじめ法第6条第1
項各号に掲げる基準に適
合すると認めた場合に
あ
っては、23,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,000
平方メートルを超え2,500
平方メートル以内のもの
352,000円

(知事が別に定める者が
あらかじめ法第6条第1
項各号に掲げる基準に適
合すると認めた場合に
あ
っては、33,000円)

(エ) 床面積の合計が2,500
平方メートルを超え5,000
平方メートル以内のもの
630,000円

(知事が別に定める者が
あらかじめ法第6条第1
項各号に掲げる基準に適
合すると認めた場合に
あ
っては、61,000円)

(オ) 床面積の合計が5,000
平方メートルを超え
10,000平方メートル以内
のもの
1,081,000円
(知事が別に定める者が

あらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、104,000円)

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 2,000,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、171,000円)

(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 2,856,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、210,000円)

(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 3,499,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1

項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、224,000円)

(2) 次に掲げる部分の区分に

応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 建築

基準法施行条例(平成12年岩手県条例第37号。以下この項において「条例」という。)

第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分

に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(建築物の計画が

建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第2号又は第

3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で

定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定す

る方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号

イに規定するプログラムによるものによって確かめら

れる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項

及び44の項において同じ。)を適用したものである場合

にあつては、当該構造計算1
件につき、次に掲げる当該構
造計算が行われた部分の床
面積の合計の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める額を加算
した額)

(ア) 1,000平方メートル以
内のもの 197,000円

(構造計算に係る記録を、
建築基準法第20条第2号
イ又は第3号イの政令で
定める基準に従った構造
計算及び同条第2号イ又
は第3号イに規定するプ
ログラムによるものであ
つて、電磁的記録(電子的
方式、磁気的方式その他の
人の知覚によつては認識
することができない方式
で作られる記録であつて、
電子計算機による情報処
理の用に供されるものを
いう。)で提出する場合(以下この項において「構造
計算に係る記録を電磁的
記録で提出する場合」とい
う。)にあつては、144,000

円)

(イ) 1,000平方メートルを
超え2,000平方メートル以
内のもの 259,000円

(構造計算に係る記録を
電磁的記録で提出する場
合にあつては、175,000円
)

(ウ) 2,000平方メートルを
超え10,000平方メートル
以内のもの 295,000円

(構造計算に係る記録を
電磁的記録で提出する場
合にあつては、192,000円
)

(エ) 10,000平方メートル
を超え50,000平方メート
ル以内のもの

388,000円

(構造計算に係る記録を
電磁的記録で提出する場
合にあつては、238,000円

)

(オ) 50,000平方メートル
を超えるもの

701,000円

(構造計算に係る記録を

		<p><u>電磁的記録で提出する場合にあっては、394,000円</u></p> <p>）</p> <p><u>イ 建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。44の項において同じ。)及び工</u> <u>作物(建築基準法第88条の工</u> <u>作物をいう。44の項において</u> <u>同じ。)に係る部分 条例第</u> <u>12条に定める額</u></p>
<p><u>44 長期優良住宅</u> <u>の普及の促進に</u> <u>関する法律(以</u> <u>下この項におい</u> <u>て「法」という</u> <u>。)第8条第1</u> <u>項の規定に基づ</u> <u>く長期優良住宅</u> <u>建築等計画の変</u> <u>更の認定の申請</u> <u>に対する審査</u></p>	<p><u>長期優良</u> <u>住宅建築</u> <u>等計画変</u> <u>更認定申</u> <u>請手数料</u></p>	<p><u>変更認定申請1件につき、(1)</u> <u>に定める額(法第8条第2項にお</u> <u>いて準用する法第6条第2項の</u> <u>規定に基づき建築基準関係規定</u> <u>に適合するかどうかの審査を受</u> <u>けるよう申し出る場合にあって</u> <u>は、(2)に定める額を加算した額</u> <u>）</u> <u>(1) 次に掲げる住宅の区分に</u> <u>応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア 一戸建ての住宅 43の項</u> <u>(1)アに定める額</u> <u>イ 共同住宅等 建築基準法</u> <u>施行条例(以下この項におい</u> <u>て「条例」という。)第11</u> <u>条第2項第2号の規定によ</u> <u>り算定した面積の43の項</u></p>

	<p>(1) <u>イに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イに定める額</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 建築物に係る部分 条例第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準を適用したものである場合にあつては、構造計算1件につき、当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の43の項(2)ア(ア)から(オ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ同項(2)ア(ア)から(オ)までに定める額を加算した額)</u></p> <p><u>イ 建築設備及び工作物に係る部分 条例第12条に定める額</u></p>
--	--

2 別表第3 (第2条関係)
保健福祉事務関係手数料

別表第3 (第2条関係)
保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
18 歯科技工士法 (昭和30年法律 第168号) 第16 条の規定に基づ く歯科技工士試 験合格証明書の 交付	歯科技工 士試験合 格証明書 交付手数 料	[略]	
[略]			
23 歯科技工士法 の一部を改正す る法律(昭和57 年法律第1号) 附則第2条第1 項の規定に基づ く歯科技工士試 験の実施	歯科技工 士試験手 数料	[略]	
[略]			

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
18 歯科技工士法 (昭和30年法律 第168号) 第16 条の規定に基づ く歯科技工士国 家試験合格証明 書の交付	歯科技工 士国家試 験合格証 明書交付 手数料	[略]	
[略]			
23 歯科技工士法 の一部を改正す る法律(昭和57 年法律第1号) 附則第2条第1 項の規定に基づ く歯科技工士国 家試験の実施	歯科技工 士国家試 験手数料	[略]	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成21年9月1日から施行する。